秋田市社協ホームヘルパー事業所

社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

訪問介護、訪問型サービスについて

　訪問介護（身体介護・生活援助）、訪問型サービスは、利用者の居宅等において、介護福祉士、その他の政令で定める者を派遣して、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活の世話を行うサービスです。

事業所紹介

秋田市社協ホームヘルパー事業所
TEL：018-862-7929
FAX：018-862-7939

住所：〒010-0976 秋田県秋田市八橋南1-8-2

※スマホなどをお持ちの方は右のQRコードを読み取ると地図が確認できます。

秋田市社協ホームヘルパー河辺出張所
TEL：018-881-1205
FAX：018-882-3467

住所：〒019 - 2625　秋田市河辺北野田高屋字上前田表６６－１

※スマホなどをお持ちの方は左のQRコードを読み取ると地図が確認できます。

【 訪問介護 】		
サービス提供エリア	秋田市内全域	
受付時間	月曜日～金曜日	８：30～17：15
サービス提供時間	月曜日～日曜日	６：00～22：00
休業日	年中無休	

【 訪問型 】		
サービス提供エリア	秋田市内全域	
受付時間	月曜日～金曜日	８：30～17：15
サービス提供時間	月曜日～金曜日	８：00～18：00
休業日	土・日曜日	※12/29～1/3までの年末年始

訪問介護サービス概要

サービス内容

訪問介護のサービス内容は居宅サービス計画書に基づいて、次にあげるもののうち必要と認められるサービスを行います。ただし、居宅サービス計画書が作成されてない場合、または記載されていない内容については、次にあげるもののうち、本会と利用者等との協議によって選定し、サービスを行います。

身体介護

・身体の清拭、洗髪介護　・食事の介護　・通院等介助　・排せつ介助　・衣類着脱の介護
・入浴介護　・その他、必要な身体の介護

生活援助

・住居等の掃除、整理整頓　・衣類の洗濯、補修　・調理（配膳、片付けを含む）
・生活必需品の買い物　・関係機関との連絡　・その他、必要な身体の介護

訪問型サービス

（Ⅰ）・・・週に１回程度
（Ⅱ）・・・週に２回程度
（Ⅲ）・・・週に３回程度

その他

◯障がい者福祉サービスも行なっております。
※詳しくはお問い合わせください。

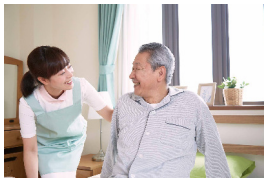

介護の相談をしたい、介護保険のサービスを受けられるようにしたい場合は、ケアマネージャー（介護専門員）をはじめとする介護の知識を幅広く持った社会福祉の専門家にお気軽にご相談ください。

居宅介護支援秋田事業所	Tel：018 - 883 - 1468
居宅介護支援河辺事業所	Tel：018 - 881 - 1203
居宅介護支援せせらぎ事業所	Tel：018 - 827 - 3577
八橋地域包括支援センター	Tel：018 - 883 - 1465
河辺地域包括支援センター	Tel：018 - 882 - 5565
川元地域包括支援センター	Tel：018 - 853 - 5968
八橋デイサービスセンター	Tel：018 - 866 - 1343
河辺デイサービスセンター	Tel：018 - 883 - 2770

社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

〒010 - 0976秋田県秋田市八橋南1 - 8 - 2
Tel：018 - 862 - 7445
Fax: 018 - 863 - 6068

※右のQRコードからホームページを確認できます。